

蜜蜂飼育の皆様へ！！

蜜蜂飼育の届出について

蜜蜂を飼育するすべての者（趣味の飼育等を含む）は、毎年、1月末までに飼育届を提出する必要があります。

【養蜂振興法第3条】

また、養蜂施策の推進のため、養蜂に関する調査への御協力をお願いします。

《届出の対象者》

・養蜂業を営む者、趣味で飼育する者等、蜜蜂を飼育するすべての者



※届出が不要なケース

- ① 蜜蜂を花粉交配用に一時的に飼育し、蜂蜜等を販売しない方。
- ② 蜜蜂を密閉した施設で学術研究等のため飼育し、蜂蜜等を販売しない方。
- ③ 野生蜜蜂の自然巣から、蜂蜜等を採取するだけで、飼育していない方。

（届出時の留意事項）

- ① 飼育場所の土地所有者の了解を得て蜜蜂飼育を行ってください。
- ② 飼育場所は字地番までご記入ください。
- ③ 県外からの転飼予定がある方は、養蜂に関する調査表の3に転飼予定をご記入ください。
- ④ 「蜜蜂飼育届」及び「養蜂に関する調査」に記載された内容は、転飼調整、蜂群配置、防疫などの養蜂振興に利用します。
- ⑤ 農薬散布等による蜜蜂への危害防止を図るため、農薬散布関係者へ情報提供することについて、ご同意くださいますようお願いいたします。

【受付窓口】 各農林(水産)振興事務所

【提出期限】 1月31日まで （手数料は不要）

※様式のダウンロードはこちらから↓

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk13/youhou.html>

(兵庫県農林水産部畜産課ホームページ)

《ミツバチを飼育する方へのお願い》

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・ミツバチの飼育を止めるとき、放置せず適切な処置をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所にご相談ください。

※みつばち協議会が作成した「養蜂マニュアル」「ミツバチにうまく働いてもらうために」がダウンロードできます。
HPアドレス→<https://www.beekeeping.or.jp/council/manuals>

腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。

アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

